

平成20年9月文部科学省

目 次

1		事	業	のす	当	景	•	目	Á	勺	•	•	. •	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	 •	•	•	 •	•	• •	. •	•	•	• •		•	•	•	1
		_	業	-		-																																																			
			募:																																																						
			申		_	-																																																			
			申			-																																																			
			選!			-																																																			
(5)	実	拖其	钥	間			•	•	•	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •			•	•	•	•	•	•	 •	•	 •	•	•	 •	•		•	•		٠.	٠.	•	•	• ;	2
3		選	定	方》	去						•	•					•	 					•								•	•														 •			•							• ;	2
4		要	件	建原	豆 ·						•	•					•	 						•							•	•						•			 •					 •			•					•		• ;	2
		•	請			_	_																																																		
			実																																																						
			選!																																																						
			公																																																						
(4)	経	費扌	昔旨	置			•	•	•	•		•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	 •	•	 •	•		 •	•	٠.	•	•	•	٠.	٠.	•	•	• :	3
6		事	業	の	実力	施			ı •		•	•						 													•							•								 •			•					•			4
7		問	 い・	合相	þ-	世:	先																																																	• ,	4

1 事業の背景・目的

障害のある者の教育に対して必要な施策を講じることについては、これまでも障害者基本法(昭和45年)や発達障害者支援法(平成16年)において規定されており、また、中央教育審議会答申(平成17年12月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」)においても、高等教育機関での修学支援などが取り上げられていましたが、平成18年の教育基本法改正により、「教育の機会均等」のため、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じ」ることが新たに規定されたことから、これまでの「学生への経済的支援への取組」に加えて、大学改革の一環として「障害のある学生に対する新たな学生支援の取組」を行うことが喫緊の課題となっています。

このため、障害のある学生の受入促進や学生支援の充実に向け、高大連携の在り方などを踏まえた「障害のある学生が利用しやすい大学環境のモデル」などを開発するための調査研究を行い、その結果等に基づく情報提供や効果的な取組の普及に努めることにより、大学等における障害のある学生の受入促進・支援を図ろうとするものです。

2 事業の概要

(1)募集内容

今回は、**障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究**を調査研究テーマとして実施計画を募集します。調査研究テーマの詳細は別紙「平成20年度 障害学生受入促進研究委託事業 調査研究テーマ」を参照してください。

(2)申請対象

国公私立大学(短期大学を含む)、独立行政法人、学協会、民間の調査研究機関等(以下「大学等」という。)を申請の対象とします。ただし、調査研究テーマの内容により条件を付す場合もあります。なお、複数の大学等が共同して行うものは、主となる1つの大学等が代表して申請することとします。

(3)申請件数

申請可能件数は、各大学等から1件とします。

※当該大学等において、文部科学省、その他行政機関が行う委託費や補助金による調査研究と 同一の調査研究計画は申請することができません。ただし、それらの調査研究の知見を活か した発展的な調査研究について申請を妨げるものではありません。

(4) 選定件数

原則として、1調査研究テーマにつき1件の実施計画を選定します。ただし、必要に応じ複数の実施計画を選定することもあります。

(5) 実施期間

原則として、平成20年度とします。ただし、調査研究が複数年にわたる場合は、 3ヵ年度限度に、予算成立を条件として複数年期間の実施計画を認めることとします。

3 選定方法

本事業の当該調査研究の実施計画の選定は、客観性、公正性、透明性を担保するため、外部有識者による障害学生受入促進研究委託事業選定委員会の書類審査により行われます。

選定方法等の概要は、「平成20年度 障害学生受入促進研究委託事業 審査要項」 を参照してください。

4 要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。 申請時には十分注意してください。

- ①「平成20年度 障害学生受入促進研究委託事業 実施計画書 作成・記入要領」 に定める書式と異なる場合
- ②指定外の資料を添付した場合
- ③募集の対象機関以外からの申請の場合
- ④その他、計画書に審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、 または虚偽の記載等があった場合

5 申請手続き等

(1) 実施計画書

「平成20年度 障害学生受入促進研究委託事業 実施計画書 作成・記入要領」 (別添)に基づき、所定の様式で実施計画書(様式参照)を作成し、大学等の長から 文部科学省高等教育局長宛てに申請してください。

【提出期限】

平成20年9月25日(木)18時(必着)

※配達が証明できる方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕を持って発送すること をお勧めします。

いずれの方法においても、期間を過ぎた場合は、事故等を除き原則として受け付けませんのでご注意ください。

【提出部数】

「平成20年度 障害学生受入促進研究委託事業 実施計画書」**10部**(正本1部及び副本9部)及び**電子データ**としてFD、MO、又はCD-R(W)(ファイルの形式は、一太郎、マイクロソフトワード、PDF) 1枚とします。

【提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局学生支援課 厚生係·活動支援係

※封筒等の表に朱書きで「平成20年度 障害学生受入促進研究委託事業 実施計画書」 と記載してください。

【留意事項】

提出された計画書は、返還いたしませんので、各大学等におかれましては、控え を保管するようにしてください。

(2) 選定結果の通知について

申請された大学等には、大学等の長あてに選定結果を通知いたします。(9月下旬予定)

(3) 公表

募集締切後、申請大学等名を公表する予定です。また、選定された大学等について も、選定大学等名を公表する予定です。

(4) 経費措置

選定された実施計画に対して、「大学改革推進委託費」による経費措置を行います。

6 事業の実施

- (1)選定された実施計画については、文部科学省と大学等の長との間で、委託契約を締結することとなります。事業の実施に際しては、委託契約に係る諸手続きが必要となります。
- (2) 申請の際、平成20年度における実施計画の所要経費の積算を提出いただくこととなりますが、委託契約額として大学等に措置する経費は、実施計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定します。
- (3) 事業開始後の実施大学等の追加等は原則として認められませんが、止むを得ない事由により実施大学等の追加等が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得る必要があります。
- (4) 実施大学等は、業務計画書に基づき事業を実施及び経費の支出を行うほか、経費の使用実績に関する報告書(委託業務完了報告書)を作成し、文部科学省に提出するものとします。また、複数年にわたる委託事業の場合は、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書(委託業務中間報告書)を作成し、文部科学省に提出するものとします。

なお、事業に実施に際し、文部科学省高等教育局学生支援課が、現地調査等の実施などにより進捗状況を把握することがあります。

- (5) 実施大学等は、事業終了後、委託業務成果報告書を速やかに作成し、文部科学省に 提出することとします。
- (6) 委託業務成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを行うことがあります。
- (7) 本事業は委託費により行うものであり、また、調査研究成果を国における政策の企画・立案に活かすとともに、広く公表することを通して各大学の大学改革に向けた取組の一層の推進を目的とするものであるため、調査研究による成果物の著作権は文部科学省に帰属しますが、一定の条件の下で、受託者に帰属することとなります。

7 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局学生支援課 厚生係・活動支援係

電話:03-5253-4111 (内線2519)

①障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究

【テーマの趣旨・目的】

障害のある者の教育に対して必要な施策を講じることについては、障害者基本法、教育基本法等に規定されているところであるが、大学等に在籍している障害のある学生数は、5,404人(全学生数の0.17%)にとどまっており、このような中で、障害のある生徒の進学を促進・支援するため、①高等学校における障害のある生徒が、大学等への進学についてどのように意識しているのか、②高等学校はどのような進路指導をしているのか、③高等学校における支援体制(組織)等についての実態調査を行い、問題点の所在を明らかにし、その対応策等を研究することにより、障害のある者が利用しやすい大学環境のモデルを開発するとともに、普遍化させることで、障害のある生徒の進学を促進・支援することを目指すものである。

【得ようとするアウトプット】

- ・高等学校における障害のある生徒の大学等への進学についての意識調査
- ・高等学校における進路指導の実態調査
- ・高等学校における支援体制(組織)等についての実態調査
- ・障害のある者が利用しやすい大学環境のモデル開発

【対象】

障害学生の支援について見識を有する大学、独立行政法人、学協会、民間の調査 研究機関 等

【基準委託額】

15,000千円/年

【調査研究期間】

3年